

昭和五十四年労働省令第十八号

粉じん障害防止規則

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、粉じん障害防止規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 設備等の基準（第四条―第十条）
- 第三章 設備の性能等（第十一条―第十六条）
- 第四章 管理（第十七条―第二十四条の二）
- 第五章 作業環境測定（第二十五条―第二十六条の四）
- 第六章 保護具（第二十七条）

第一章 総則

第一条 事業者の責務

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、設備、作業工程又は作業方法の改善、作業環境の整備等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）及びこれに基づく命令並びに労働安全衛生法（以下「法」という。）に基づく他の命令の規定によるほか、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、健康診断の実施、就業場所の変更、作業の転換、作業時間の短縮その他健康管理のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。（定義等）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 粉じん作業 別表第一に掲げる作業のいずれかに該当するものをいう。ただし、当該作業場における粉じんの発散の程度及び作業の工程その他からみて、この省令に規定する措置を講ずる必要がないと当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）が認定した作業を除く。
- 二 特定粉じん発生源 別表第二に掲げる箇所をいう。
- 三 特定粉じん作業 粉じん作業のうち、その粉じん発生源が特定粉じん発生源であるものをいう。

2 前項第一号ただし書の認定を受けようとする事業者は、粉じん作業非該当認定申請書（様式第一号）を当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）を経由して、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

3 前項の粉じん作業非該当認定申請書には、当該作業場に係る次に掲げる物件を添付しなければならない。

- 一 作業場の見取図
- 二 じん肺法第十七条第二項の規定により保存しているじん肺健康診断に関する記録
- 三 粉じん濃度の測定結果並びに測定方法及び測定条件を記載した書面（粉じんの発散の程度が低いことが明らかなる場合を除く。）

4 所轄都道府県労働局長は、第二項の粉じん作業非該当認定申請書の提出を受けた場合において、第一項第一号ただし書の認定をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならない。

5 第一項第一号ただし書の認定を受けた事業者は、第二項の粉じん作業非該当認定申請書若しくは第三項第一号の作業場の見取図に記載された事項を変更したとき、又は当該認定に係る作業に従事する労働者が、法第六十六条第一項若しくは第二項の健康診断等において、新たに、粉じんに係る疾病にかかっている、若しくは粉じんに係る疾病にかかっている疑いがあると診断されたときは、遅滞なく、その旨を所轄労働基準監督署長を経由して、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

6 所轄都道府県労働局長は、第一項第一号ただし書の認定に係る作業が、当該作業場における粉じんの発散の程度及び作業の工程その他からみて、この省令に規定する措置を講ずる必要がないと認められなくなったときは、遅滞なく、当該認定を取り消すものとする。

（設備による注水又は注油する場合の特例）

第三条 次に掲げる作業を設備による注水又は注油をしながら行う場合には、当該作業については、次章から第六章までの規定は適用しない。

- 一 別表第一第三号に掲げる作業のうち、坑内の、土石、岩石又は鉱物（以下「鉱物等」という。）をふるい分ける場所における作業
- 二 別表第一第六号に掲げる作業
- 三 別表第一第七号に掲げる作業のうち、研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは

金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における作業

- 四 別表第一第八号に掲げる作業のうち、次に掲げる作業
  - イ 鉱物等又は炭素を主成分とする原料（以下「炭素原料」という。）を動力によりふるい分ける場所における作業
  - ロ 屋外の、鉱物等又は炭素原料を動力により破砕し、又は粉砕する場所における作業
- 五 別表第一第十五号に掲げる作業のうち、砂を再生する場所における作業

第二章 設備等の基準

第四条 事業者は、特定粉じん発生源における粉じんの発散を防止するため、次の表の上欄に掲げる特定粉じん発生源について、それぞれ同表の下欄に掲げるいずれかの措置又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。

特定粉じん発生源	措置
一 別表第二第一号に掲げ当該箇所を用いる衝撃式（衝撃式削岩機を用撃式削岩機を湿式型に掘削する箇所に限る。）とする。	
二 別表第二第一号、第三号、第三号、第三号及び第四号に掲げる箇所用の設備を設置すること。（別表第二第一号に掲げること。）	
三 別表第二第二号に掲げること。	一 密閉する設備を設置すること。
四 別表第二第五号、第七号及び第十三号に掲げる箇所設置すること。	二 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。
五 別表第二第六号、第八号及び第十四号に掲げる箇所設置すること。	
六 別表第二第七号に掲げる箇所（研削盤、ドラムサ設置すること。）	一 密閉する設備を設置すること。
七 別表第二第八号に掲げること。	二 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。
八 別表第二第九号に掲げること。	
九 別表第二第十号に掲げること。	
十 別表第二第十一号に掲げること。	
十一 別表第二第十二号に掲げること。	
十二 別表第二第十三号に掲げること。	
十三 別表第二第十四号に掲げること。	
十四 別表第二第十五号に掲げること。	
十五 別表第二第十六号に掲げること。	
十六 別表第二第十七号に掲げること。	
十七 別表第二第十八号に掲げること。	
十八 別表第二第十九号に掲げること。	
十九 別表第二第二十号に掲げること。	
二十 別表第二第二十一号に掲げること。	
二十 別表第二第二十二号に掲げること。	
二十 別表第二第二十三号に掲げること。	
二十 別表第二第二十四号に掲げること。	
二十 別表第二第二十五号に掲げること。	
二十 別表第二第二十六号に掲げること。	
二十 別表第二第二十七号に掲げること。	
二十 別表第二第二十八号に掲げること。	
二十 別表第二第二十九号に掲げること。	
二十 別表第二第三十号に掲げること。	
二十 別表第二第三十一号に掲げること。	
二十 別表第二第三十二号に掲げること。	
二十 別表第二第三十三号に掲げること。	
二十 別表第二第三十四号に掲げること。	
二十 別表第二第三十五号に掲げること。	
二十 別表第二第三十六号に掲げること。	
二十 別表第二第三十七号に掲げること。	
二十 別表第二第三十八号に掲げること。	
二十 別表第二第三十九号に掲げること。	
二十 別表第二第四十号に掲げること。	
二十 別表第二第四十一号に掲げること。	
二十 別表第二第四十二号に掲げること。	
二十 別表第二第四十三号に掲げること。	
二十 別表第二第四十四号に掲げること。	
二十 別表第二第四十五号に掲げること。	
二十 別表第二第四十六号に掲げること。	
二十 別表第二第四十七号に掲げること。	
二十 別表第二第四十八号に掲げること。	
二十 別表第二第四十九号に掲げること。	
二十 別表第二第五十号に掲げること。	
二十 別表第二第五十一号に掲げること。	
二十 別表第二第五十二号に掲げること。	
二十 別表第二第五十三号に掲げること。	
二十 別表第二第五十四号に掲げること。	
二十 別表第二第五十五号に掲げること。	
二十 別表第二第五十六号に掲げること。	
二十 別表第二第五十七号に掲げること。	
二十 別表第二第五十八号に掲げること。	
二十 別表第二第五十九号に掲げること。	
二十 別表第二第六十号に掲げること。	
二十 別表第二第六十一号に掲げること。	
二十 別表第二第六十二号に掲げること。	
二十 別表第二第六十三号に掲げること。	
二十 別表第二第六十四号に掲げること。	
二十 別表第二第六十五号に掲げること。	
二十 別表第二第六十六号に掲げること。	
二十 別表第二第六十七号に掲げること。	
二十 別表第二第六十八号に掲げること。	
二十 別表第二第六十九号に掲げること。	
二十 別表第二第七十号に掲げること。	
二十 別表第二第七十一号に掲げること。	
二十 別表第二第七十二号に掲げること。	
二十 別表第二第七十三号に掲げること。	
二十 別表第二第七十四号に掲げること。	
二十 別表第二第七十五号に掲げること。	
二十 別表第二第七十六号に掲げること。	
二十 別表第二第七十七号に掲げること。	
二十 別表第二第七十八号に掲げること。	
二十 別表第二第七十九号に掲げること。	
二十 別表第二第八十号に掲げること。	
二十 別表第二第八十一号に掲げること。	
二十 別表第二第八十二号に掲げること。	
二十 別表第二第八十三号に掲げること。	
二十 別表第二第八十四号に掲げること。	
二十 別表第二第八十五号に掲げること。	
二十 別表第二第八十六号に掲げること。	
二十 別表第二第八十七号に掲げること。	
二十 別表第二第八十八号に掲げること。	
二十 別表第二第八十九号に掲げること。	
二十 別表第二第九十号に掲げること。	
二十 別表第二第九十一号に掲げること。	
二十 別表第二第九十二号に掲げること。	
二十 別表第二第九十三号に掲げること。	
二十 別表第二第九十四号に掲げること。	
二十 別表第二第九十五号に掲げること。	
二十 別表第二第九十六号に掲げること。	
二十 別表第二第九十七号に掲げること。	
二十 別表第二第九十八号に掲げること。	
二十 別表第二第九十九号に掲げること。	
二十 別表第二第一百号に掲げること。	

八 別表第九号及び第十二号に掲げる箇所	一 局所排気装置を設置すること。 二 プッシュプル型換気装置を設置すること。
九 別表第十号及び第十一号に掲げる箇所	一 密閉する設備を設置すること。 二 局所排気装置を設置すること。 三 プッシュプル型換気装置を設置すること。 四 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。
十 別表第十四号及び第十五号に掲げる箇所(別表第十四号に掲げる箇所にあつては、砂を再生する箇所を除く。)	一 密閉する設備を設置すること。 二 局所排気装置を設置すること。 三 プッシュプル型換気装置を設置すること。

**第五条 (換気の実施等)** 事業者は、特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う屋内作業場については、当該粉じん作業に係る粉じんを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。

**第六条** 事業者は、特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う坑内作業場(ずい道等(ずい道及びたて坑以外の坑(採石法(昭和二十五年法律第百九十一号)第二条に規定する岩石の採取のためのものを除く。))をいう。以下同じ。))の内部において、ずい道等の建設の作業を行うもの(粉じんを減少させるため、換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。))

**第六条の二** 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場(ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る。次条において同じ。))については、当該粉じん作業に係る粉じんを減少させるため、換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。

**第六条の三** 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場について、半月以内ごとに一回、定期的に、空气中の粉じんの濃度を測定しなければならない。ただし、ずい道等の長さが短いこと等により、空气中の粉じんの濃度の測定が著しく困難である場合は、この限りでない。

**第六条の四** 事業者は、前条の規定による空气中の粉じんの濃度の測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならない。

**臨時の粉じん作業を行う場合等の適用除外)**

**第七条** 第四条及び前三条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該特定粉じん作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具(別表第三第一号の二又は第二号の二に掲げる作業に従事させる場合にあつては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。)を使用させたときは、適用しない。

- 一 臨時の特定粉じん作業を行う場合
- 二 同一の特定粉じん発生源に係る特定粉じん作業を行う期間が短い場合
- 三 同一の特定粉じん発生源に係る特定粉じん作業を行う時間が短い場合

2 第五条から前条までの規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該粉じん作

業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具(別表第三第三号の二に掲げる作業に従事させる場合にあつては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。)を使用させたときは、適用しない。

**第八条** 第四条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該特定粉じん作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させたときは、適用しない。この場合において、事業者は、屋内作業場にあつては全体換気装置による換気を実施しなければならない。

- 一 使用前の直径が三百ミリメートル未満の研削といし等を用いて特定粉じん作業を行う場合(研削といし等を用いて特定粉じん作業を行う場合の適用除外)
- 二 同一の作業場において特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う期間が短い場合
- 三 同一の作業場において特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う時間が短い場合

**第八条** 第四条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該特定粉じん作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させたときは、適用しない。この場合において、事業者は、屋内作業場にあつては全体換気装置による換気を実施しなければならない。

- 一 使用前の直径が三百ミリメートル未満の研削といし等を用いて特定粉じん作業を行う場合
- 二 破砕又は粉砕の最大能力が毎時二十キログラム未満の破砕機又は粉砕機を用いて特定粉じん作業を行う場合
- 三 ふるい面積が七百平方センチメートル未満のふるい分け機を用いて特定粉じん作業を行う場合
- 四 内容積が十八リットル未満の混合機を用いて特定粉じん作業を行う場合

**第九条** 第四条の規定は、特定粉じん作業を行う場合において作業場の構造、作業の性質等により同条の措置を講ずることが著しく困難であると所轄労働基準監督署長が認定したときは、適用しない。この場合において、事業者は、当該特定粉じん作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、屋内作業場にあつては全体換気装置による換気を実施しなければならない。

**第十条** 事業者は、第四条の規定により設ける局所排気装置のうち、別表第二第六号から第九号まで、第十四号及び第十五号に掲げる特定粉じん発生源(別表第二第七号に掲げる特定粉じん発生源にあつては、一事業場当たり十以上の特定粉じん発生源(前三条の規定により、第四条の規定が適用されない特定粉じん作業に係る特定粉じん発生源を除く。))を有する場合に限る。に係るものには、除じん装置を設けなければならない。

**第十一条** 事業者は、第四条の規定により設けるプッシュプル型換気装置のうち、別表第二第七号、第九号、第十四号及び第十五号に掲げる特定粉じん発生源(別表第二第七号に掲げる特定粉じん発生源にあつては、一事業場当たり十以上の特定粉じん発生源(前三条の規定により、第四条の規定が適用されない特定粉じん作業に係る特定粉じん発生源を除く。))を有する場合に限る。に係るものには、除じん装置を設けなければならない。

**第十三章 設備の性能等**  
**局所排気装置等の要件)**

**第十一条** 事業者は、第四条又は第二十七条第一項ただし書の規定により設ける局所排気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

- 一 フードは、粉じんの発生源ごとに設けられ、かつ、外付け式フードにあつては、当該発生源にできるだけ近い位置に設けられていること。

3 所轄労働基準監督署長は、前項の粉じん障害防止規則一部適用除外認定申請書の提出を受けた場合において、第一項の認定をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならない。

4 第一項の認定を受けた事業者は、第二項の粉じん障害防止規則一部適用除外認定申請書又は作業場の見取図に記載された事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

5 所轄労働基準監督署長は、第一項の認定に係る特定粉じん作業が作業場の構造、作業の性質等により粉じんを減少させることが著しく困難であると認められなくなったときは、遅滞なく、当該認定を取り消すものとする。

**第十条** 事業者は、第四条の規定により設ける局所排気装置のうち、別表第二第六号から第九号まで、第十四号及び第十五号に掲げる特定粉じん発生源(別表第二第七号に掲げる特定粉じん発生源にあつては、一事業場当たり十以上の特定粉じん発生源(前三条の規定により、第四条の規定が適用されない特定粉じん作業に係る特定粉じん発生源を除く。))を有する場合に限る。に係るものには、除じん装置を設けなければならない。

2 事業者は、第四条の規定により設けるプッシュプル型換気装置のうち、別表第二第七号、第九号、第十四号及び第十五号に掲げる特定粉じん発生源(別表第二第七号に掲げる特定粉じん発生源にあつては、一事業場当たり十以上の特定粉じん発生源(前三条の規定により、第四条の規定が適用されない特定粉じん作業に係る特定粉じん発生源を除く。))を有する場合に限る。に係るものには、除じん装置を設けなければならない。

**第十三章 設備の性能等**  
**局所排気装置等の要件)**

**第十一条** 事業者は、第四条又は第二十七条第一項ただし書の規定により設ける局所排気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

- 一 フードは、粉じんの発生源ごとに設けられ、かつ、外付け式フードにあつては、当該発生源にできるだけ近い位置に設けられていること。

2 前項の認定を受けようとする事業者は、粉じん障害防止規則一部適用除外認定申請書(様式第二号)に、当該作業場の見取図を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の認定を受けようとする事業者は、粉じん障害防止規則一部適用除外認定申請書(様式第二号)に、当該作業場の見取図を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

二 ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。

三 前条第一項の規定により除じん装置を付設する局所排気装置の排風機は、除じんをした後の空気が通る位置に設けられていること。ただし、吸引された粉じんによる爆発のおそれがなく、かつ、ファンの腐食又は摩耗のおそれがないときは、この限りでない。

四 排出口は、屋外に設けられていること。ただし、移動式の局所排気装置又は別表第二十七号に掲げる特定粉じん発生源に設ける局所排気装置であつて、ろ過除じん方式又は電気除じん方式による除じん装置を付設したものにあつては、この限りでない。

五 厚生労働大臣が定める要件を具備していること。  
2 事業者は、第四条又は第二十七条第一項ただし書の規定により設けるブッシュ型換気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。  
一 ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。

二 前条第二項の規定により除じん装置を付設するブッシュ型換気装置の排風機は、除じんをした後の空気が通る位置に設けられていること。ただし、吸引された粉じんによる爆発のおそれなく、かつ、ファンの腐食又は摩耗のおそれがないときは、この限りでない。

三 排出口は、屋外に設けられていること。ただし、別表第二十七号に掲げる特定粉じん発生源に設けるブッシュ型換気装置であつて、ろ過除じん方式又は電気除じん方式による除じん装置を付設したものにあつては、この限りでない。

四 厚生労働大臣が定める要件を具備していること。  
（局所排気装置等の稼働）

第十二条 事業者は、第四条又は第二十七条第一項ただし書の規定により設ける局所排気装置については、当該局所排気装置に係る粉じん作業が行われている間、厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させなければならない。

2 前項の規定は、第四条又は第二十七条第一項ただし書の規定により設けるブッシュ型換気装置について準用する。  
（除じん）

第十三条 事業者は、第十条の規定により設ける除じん装置については、次の表の上欄に掲げる粉じんの種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるいずれかの除じん方式又はこれらと同等以上の性能を有する除じん方式による除じん装置としなければならない。

粉じんの種類	除じん方式
ヒューム	ろ過除じん方式 電気除じん方式
ヒューム以外の粉じん	サイクロンによる除じん方式 スクラバによる除じん方式 ろ過除じん方式 電気除じん方式

2 事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き除じん装置を設けなければならない。  
（除じん装置の稼働）

第十四条 事業者は、第十条の規定により設ける除じん装置については、当該除じん装置に係る局所排気装置又はブッシュ型換気装置が稼働している間、有効に稼働させなければならない。  
（湿式型の衝撃式削岩機の給水）

第十五条 事業者は、第四条の規定により設ける湿式型の衝撃式削岩機については、当該衝撃式削岩機に係る特定粉じん作業が行われている間、有効に給水を行わなければならない。  
（湿潤な状態に保つための設備による湿潤化）

第十六条 事業者は、第四条又は第二十七条第一項ただし書の規定により設ける粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備により、当該設備に係る粉じん作業が行われている間、当該粉じんの発生源を湿潤な状態に保たなければならない。  
第四章 管理

（局所排気装置等の定期自主検査）  
第十七条 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第十五条第一項第九号の厚生労働省令で定める局所排気装置、ブッシュ型換気装置及び除じん装置（粉じん作業に係るものに限る。）は、第四条及び第二十七条第一項ただし書の規定により設ける局所排気装置及びブッシュ型換気装置並びに第十条の規定により設ける除じん装置とする。

2 事業者は、前項の局所排気装置、ブッシュ型換気装置及び除じん装置については、一年以内ごとに一回、定期に、次の各号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しない同項の装置の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 局所排気装置
- イ フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度
- ロ ダクト及び排風機における粉じんの堆積状態
- ハ ダクトの接続部における緩みの有無
- ニ 電動機とファンとを連結するベルトの作動状態
- ホ 吸気及び排気的能力

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項  
二 ブッシュ型換気装置

イ フード、ダクト及びファンの磨耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度  
ロ ダクト及び排風機における粉じんの堆積状態  
ハ ダクトの接続部における緩みの有無  
ニ 電動機とファンとを連結するベルトの作動状態

ホ 送気、吸気及び排気的能力  
ヘ イからホまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項  
三 除じん装置  
イ 構造部分の摩耗、腐食、破損の有無及びその程度  
ロ 内部における粉じんの堆積状態  
ハ ろ過除じん方式の除じん装置にあつては、ろ材の破損又はろ材取付部等の緩みの有無

ニ 処理能力  
ホ イからニまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項  
3 事業者は、前項ただし書の装置については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。  
（定期自主検査の記録）

第十八条 事業者は、前条第二項又は第三項の自主検査を行ったときは、次の事項を記録して、これを三年間保存しなければならない。  
一 検査年月日  
二 検査方法  
三 検査箇所  
四 検査の結果  
五 検査を実施した者の氏名  
六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

（点検）  
第十九条 事業者は、第十七条第一項の局所排気装置、ブッシュ型換気装置又は除じん装置を初めて使用するとき、又は分解して改造若しくは修理を行ったときは、同条第二号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げる事項について点検を行わなければならない。

（点検）  
第十九条 事業者は、第十七条第一項の局所排気装置、ブッシュ型換気装置又は除じん装置を初めて使用するとき、又は分解して改造若しくは修理を行ったときは、同条第二号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げる事項について点検を行わなければならない。

(点検の記録)  
第二十条 事業者は、前条の点検を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

- 一 点検年月日
- 二 点検方法
- 三 点検箇所
- 四 点検の結果
- 五 点検を実施した者の氏名
- 六 点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(補修等)  
第二十一条 事業者は、第十七条第二項若しくは第三項の自主検査又は第十九条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他の措置を講じなければならない。

(特別の教育)  
第二十二条 事業者は、常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について特別の教育を行わなければならない。

- 一 粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法
- 二 作業場の管理
- 三 呼吸用保護具の使用の方法
- 四 粉じんに係る疾病及び健康管理
- 五 関係法令

2 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるもののほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(休憩設備)  
第二十三条 事業者は、粉じん作業に労働者を従事させるときは、粉じん作業を行う作業場以外の場所に休憩設備を設けなければならない。ただし、坑内等特殊な作業場で、これによることができないやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の休憩設備には、労働者が作業衣等に付着した粉じんを除去することのできる用具を備え付けなければならない。

3 労働者は、粉じん作業に従事したときは、第一項の休憩設備を利用する前に作業衣等に付着した粉じんを除去しなければならない。

(清掃の実施)  
第二十四条 事業者は、粉じん作業を行う屋内の作業場所については、毎日一回以上、清掃を行わなければならない。

2 事業者は、粉じん作業を行う屋内作業場の床、設備等及び前条第一項の休憩設備が設けられている場所の床等（屋内のものに限る。）については、たい積した粉じんを除去するため、一月以内ごとに一回、定期的に、真空掃除機を用いて、又は水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて清掃を行わなければならない。ただし、粉じんの飛散しない方法により清掃を行うことが困難な場合で当該清掃に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用したときは、その他の方法により清掃を行うことができる。

(発破終了後の措置)  
第二十四条の二 事業者は、ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業のうち、発破の作業を行ったときは、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ、発破をした箇所に労働者を近寄らせてはならない。

第五章 作業環境測定  
第二十五条 令第二十一条第一号の厚生労働省令で定める土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場は、常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場とする。

(作業環境測定を行うべき屋内作業場)  
第二十五条 令第二十一条第一号の厚生労働省令で定める土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場は、常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場とする。

第二十六条 事業者は、前条の屋内作業場について、六月以内ごとに一回、定期的に、当該作業場における空気中の粉じんの濃度を測定しなければならない。

2 事業者は、前条の屋内作業場のうち、土石、岩石又は鉱物に係る特定粉じん作業を行う屋内作業場において、前項の測定を行うときは、当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定しなければならない。ただし、当該土石、岩石又は鉱物中の遊離けい酸の含有率が明らかでない場合は、この限りでない。

3 次条第一項の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所（令第二十一条第一号の屋内作業場の区域のうち労働者の作業中の行動範囲、有害物の分布等の状況等に基づき定められる作業環境測定のために必要な区域をいう。以下同じ。）については、当該単位作業場所に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下この条において「所轄労働基準監督署長」という。）の許可を受けた場合には、当該粉じんの濃度の測定は、別に厚生労働大臣の定めるところによる

ことができる。この場合において、事業者は、厚生労働大臣の登録を受けた者により、一年以内ごとに一回、定期的に校正された測定機器を使用しなければならない。

4 前項の許可を受けようとする事業者は、粉じん測定特例許可申請書（様式第三号）に粉じん測定結果摘要書（様式第四号）及び次の図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 作業場の見取図
- 二 単位作業場所における測定対象物の発散源の位置、主要な設備の配置及び測定点の位置を示す図面
- 三 所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、第三項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならない。

6 第三項の許可を受けた事業者は、当該単位作業場所に係るその後の測定の結果の評価により当該単位作業場所が第一管理区分でなくなったときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

7 所轄労働基準監督署長は、前項の規定による報告を受けた場合及び事業場を臨検した場合において、第三項の許可に係る単位作業場所につき第一管理区分を維持していないと認めたとときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

8 事業者は、第一項から第三項までの規定による測定を行ったときは、その都度、次の事項を記録して、これを七年間保存しなければならない。

- 一 測定日時
- 二 測定方法
- 三 測定箇所
- 四 測定条件
- 五 測定結果
- 六 測定を実施した者の氏名
- 七 測定結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要

(測定結果の評価)  
第二十六条の二 事業者は、第二十五条の屋内作業場について、前条第一項、第二項若しくは第三項又は法第六十五条第五項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて、作業環境の管理の状態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。

2 事業者は、前項の規定による評価を行ったときは、その都度次の事項を記録して、これを七年間保存しなければならない。

- 一 評価日時
- 二 評価箇所
- 三 評価結果
- 四 評価を実施した者の氏名

(評価の結果に基づき措置)  
第二十六条の三 事業者は、前条第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するために必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければならない。

2 事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について当該粉じんの濃度を測定し、及びその結果の評価を行わなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るために必要な措置を講じなければならない。

第二十六条の四 事業者は、第二十六条の二第一項の規定による評価の結果、第二管理区分に区分された場所については、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第六章 保護具  
第二十七条 事業者は、別表第三に掲げる作業（次項に規定する作業を除く。）に労働者を従事させる場合（第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。）にあつては、当該作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具（別表第三第五号に掲げる作業に労働者を従事させ

る場合にあっては、送気マスク又は空気呼吸器に限る。)を使用させなければならない。ただし、粉じんの発生源を密閉する設備、局所排気装置又はブッシュ型換気装置の設置、粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備の設置等の措置であつて、当該作業に係る粉じんの発散を防止するために有効なものを講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、別表第三第一号の二、第二号の二又は第三号の二に掲げる作業に労働者を従事させる場合(第七條第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。)にあつては、当該作業に従事する労働者に電動ファン付き呼吸用保護具を使用させなければならない。

3 労働者は、第七條、第八條、第九條第一項、第二十四條第二項ただし書及び前二項の規定により呼吸用保護具の使用を命じられたときは、当該呼吸用保護具を使用しなければならない。

**附則抄**

**第一条** (施行期日) この省令は、昭和五十四年十月一日から施行する。ただし、第四條から第二十二條までの規定及び附則第三條の規定(安衛則第三十六條に一号を加える部分及び第六百五十八條に係る部分に限る。)は、昭和五十五年十月一日から施行する。

**附則**

(昭和五十六年七月二日労働省令第二六号) この省令は、昭和五十六年九月一日から施行する。

**附則**

(昭和六〇年一月四日労働省令第二二号) 抄 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

**附則**

(昭和六一年三月一八日労働省令第八号) この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**附則**

(昭和六三年九月一日労働省令第二六号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

**第二条**

(経過措置) 4 この省令の施行前に行われた粉じん障害防止規則第二十五條の屋内作業場に係る労働安全衛

生法第六十五條第一項又は第五項の規定による測定については、改正後の粉じん障害防止規則第二十六條の二から第二十六條の四までの規定は、適用しない。

**附則**

(平成六年三月三〇日労働省令第二〇号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成六年七月一日から施行する。

**第二条**

(計画の届出に関する経過措置) 防規則(以下「旧有機則」という。)(第三十七條第一項、この省令による改正前の鉛中毒予防規則(以下「旧鉛則」という。)(第六十一條第一項、この省令による改正前の四アルキル鉛中毒予防規則(以下「旧四アルキル則」という。)(第二十八條第一項、この省令による改正前の特定化学物質等障害予防規則(以下「旧特化則」という。)(第五十二條第一項、この省令による改正前の電離放射線障害防止規則(以下「旧電離則」という。)(第六十一條第一項、この省令による改正前の事務所衛生基準規則(以下「旧事務所則」という。)(第二十四條第一項又はこの省令による改正前の粉じん障害防止規則(以下「旧粉じん則」という。)(第二十八條第一項の規定に基づく届出であつて、この省令の施行の日(以下「施行日」という。))後に開始される工事に係るものは、この省令の施行後もなお労働安全衛生法(以下「法」という。)(第八十八條第一項の届出としての効力を有するものとする。

**2**

旧有機則第三十七條第三項、旧鉛則第六十一條第三項、旧四アルキル則第二十八條第三項、旧特化則第五十二條第三項、旧電離則第六十一條第三項、旧事務所則第二十五條又は旧粉じん則第二十八條第三項の規定に基づく届出であつて、施行日後に開始される工事に係るものは、この省令の施行後もなお法第八十八條第二項において準用する同条第一項の届出としての効力を有するものとする。

**第四条**

(非粉じん作業の認定等に関する経過措置) この省令による改正前のじん肺法施行規則(以下「旧じん肺則」という。)(第二條ただし書の規定による認定は、この省令による改正後の粉じん障害防止規則(以下「新粉じん則」という。)(第二條第一項第一号ただし書の規定による認定及びこの省令による改正後のじん肺

法施行規則第二條ただし書の認定とみなし、旧じん肺則第三條第一項の規定に基づき提出された非粉じん作業認定申請書は、新粉じん則第二條第二項の規定に基づき提出された粉じん作業非該当認定申請書とみなす。

**第五条**

(罰則に関する経過措置) この省令の施行前にした行為及び附則第三條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則**

(平成一〇年三月二五日労働省令第一〇号) 1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則**

(平成一二年一月二日労働省令第四号) (施行期日) 1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附則**

(平成二二年一月三一日労働省令第二号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

**第二条**

(処分、申請等に関する経過措置) 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(以下「地方分権推進整備法」という。)(の施行前に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定(これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく政令の規定を含む。以下同じ。))により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事が行った許可等の処分その他の行為(以下「処分等の行為」という。))又は地方分権推進整備法の施行の際現に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事に対してされている許可等の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。))で、地方分権推進整備法の施行の日においてこれらに係る行政事務を地方分権推進整備法による改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の規定(これらの

規定を準用する他の法律又はこれに基づく労働省令の規定を含む。以下同じ。))により都道府県労働局長が行ふこととなるものは、地方分権推進整備法の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の適用については、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定により都道府県労働局長がした処分等の行為又は都道府県労働局長に対してされた申請等の行為とみなす。

**第三条**

この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた処分等の行為又はこの省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりされている申請等の行為が、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

**第四条**

この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定により国又は地方公共団体の機関又は職員に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを改正後のそれぞれの省令の相当規定により国又は地方公共団体の機関又は職員に対して報告、届出、提出をしなければならないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

**第六条**

(様式に関する経過措置) この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

**第七条**

この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書の用紙は、当分の間、必要な改正をした上、使用することができる。

**附則**

(平成二二年一〇月三一日労働省令第四一号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則（平成一八年一月五日厚生労働省令第一号）抄

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

第十三条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一九年二月四日厚生労働省令第一四三号）抄

第一条 この省令は、平成二十年三月一日から施行する。

附則（平成二一年三月三日厚生労働省令第五五号）抄

第一条 この省令は、平成二十一年三月三十一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に次の表の上欄に掲げる講習を行っている者又は同欄に掲げる指

Table with 3 columns: Old provisions (旧選任基準本則第四号の講習), New provisions (新選任基準本則第四号の講習), and transitional provisions (経過措置). Rows list specific regulations and their corresponding new provisions.

5 この省令の施行前に受けた旧測定基準第二条第三項第一号の規定による改正は、新粉じん則第二十六条第三項の規定による改正とみなす。

附則（平成二四年二月七日厚生労働省令第一九号）抄

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二六年六月二五日厚生労働省令第七〇号）抄

第一条 この省令は、平成二六年七月三十一日から施行する。

附則（平成二七年八月一日厚生労働省令第一二二号）抄

別表第一（第二条、第三条関係）

一 鉱物等（湿潤な土石を除く。）を掘削する場所における作業

二 坑内の、鉱物等を破砕し、粉砕し、ふるい分け、積み込み、又は積み卸す場所における作業

三 坑内の、鉱物等を破砕し、粉砕し、ふるい分け、積み込み、又は積み卸す場所における作業

四 坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業

五 坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業

六 坑内において、第一号から第三号の二まで又は前二号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが附着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業

七 研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業

八 鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破砕し、粉砕し、又はふるい分けする場所における作業

九 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業

十 粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業

十一 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業

十二 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業

十三 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業

十四 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業

十五 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業

十六 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業

十七 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業

十八 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業

十九 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業

二十 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業

二十一 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業

二十二 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業

十二 ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。

十三 陶磁器、耐火物、けい藻土製品又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又は窯の内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業  
ロ 水の中で原料を混合する場所における作業

十四 炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。

十五 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造型し、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業（第七号に掲げる作業を除く）。ただし、水の中で砂を再生する場所における作業を除く。

十六 鋳物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鋳物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、若しくはかき集める作業又はこれらの作業に伴い清掃を行う作業（水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて行うものを除く。）

十七 金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鋳物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋳込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鋳込みする場所における作業を除く。

十八 粉状の鋳物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業

十九 耐火物を用いて窯、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破碎する作業  
二十 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業  
二十一 金属を溶射する場所における作業  
二十二 染土の付着した草を入れし、出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業  
二十三 長大ずい道（じん肺法施行規則（昭和三十三年労働省令第六号）別表第二十三号の長大ずい道をいう。別表第三第十七号において同じ。）の内部の、ホッパー車からパラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床を突き固める場所における作業

別表第二（第二条、第四条、第十条、第十一条関係）  
一 別表第一第一号又は第一号の二に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、坑内の、鋳物等を動力により掘削する箇所  
二 別表第一第三号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鋳物等を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所  
三 別表第一第三号又は第三号の二に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鋳物等を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所  
四 別表第一第三号又は第三号の二に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鋳物等をコンベヤー（ポータブルコンベヤーを除く。以下この号において同じ。）へ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所（前号に掲げる箇所を除く。）

五 別表第一第六号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、岩石又は鋳物を動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。）により裁断し、彫り、又は仕上げする箇所  
六 別表第一第六号又は第七号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鋳物を彫る箇所  
七 別表第一第七号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、研磨材を用いて動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。）により、岩石、鋳物若しくは金属を研磨し、若しくははげり取りし、又は金属を裁断する箇所  
八 別表第一第八号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、鋳物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉砕し、又はふるい分ける箇所  
九 別表第一第九号又は第十号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所  
十 別表第一第十一号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所  
十一 別表第一第十二号から第十四号までに掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、原料を混合する箇所  
十二 別表第一第十三号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、屋内の、原料（湿潤なものを除く。）を動力により成形する箇所  
十三 別表第一第十三号又は第十四号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、半製品又は製品を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により仕上げする箇所  
十四 別表第一第十五号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、型ばらし装置を用いて砂型を壊し、若しくは砂落としし、又は動力（手持式動力工具によるものを除く。）により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鋳ばり等を削り取る箇所  
十五 別表第一第二十一号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、手持式溶射機を用いないで金属を溶射する箇所

別表第三（第七条、第二十七条関係）  
一 別表第一第一号に掲げる作業のうち、坑外において、衝撃式削岩機を用いて掘削する作業  
二 別表第一第一号の二に掲げる作業のうち、動力を用いて掘削する場所における作業  
三 別表第一第二号から第三号の二までに掲げる作業のうち、屋内又は坑内の、鋳物等を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鋳物等を積み卸す場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）

二の二 別表第一第三号の二に掲げる作業のうち、動力を用いて鋳物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業  
三 別表第一第五号に掲げる作業  
三の二 別表第一第五号の二に掲げる作業  
三の三 別表第一第五号の三に掲げる作業  
四 別表第一第六号に掲げる作業のうち、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鋳物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業  
五 別表第一第六号又は第七号に掲げる作業のうち、屋外の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鋳物を彫る場所における作業  
六 別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、手持式又は可搬式動力工具（研磨材を用いたものに限る。次号において同じ。）を用いて、岩石、鋳物若しくは金属を研磨し、若しくははげり取りし、又は金属を裁断する作業  
六の二 別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋外において、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鋳物を研磨し、又ははげり取りする作業  
七 別表第一第三号又は第八号に掲げる作業のうち、手持式動力工具を用いて、鋳物等を破碎し、又は粉砕する作業  
七の二 別表第一第八号に掲げる作業のうち、屋内又は坑内において、手持式動力工具を用いて、炭素原料又はアルミニウムはくを破碎し、又は粉砕する作業  
八 別表第一第九号に掲げる作業のうち、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥するため乾燥設備の内部に立ち入る作業又は屋内において、これらの物を積み込み、若しくは積み卸す作業  
九 別表第一第十三号に掲げる作業のうち、原料若しくは半製品を乾燥するため、乾燥設備の内部に立ち入る作業又は窯の内部に立ち入る作業  
十 別表第一第十四号に掲げる作業のうち、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しするため、炉の内部に立ち入る作業  
十一 別表第一第十五号に掲げる作業のうち、砂型を造型し、型ばらし装置を用いないで、砂型を壊し、若しくは砂落としし、動力によ

く。）により、岩石、鋳物若しくは金属を研磨し、若しくははげり取りし、又は金属を裁断する箇所  
八 別表第一第八号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、鋳物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉砕し、又はふるい分ける箇所  
九 別表第一第九号又は第十号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所  
十 別表第一第十一号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所  
十一 別表第一第十二号から第十四号までに掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、原料を混合する箇所  
十二 別表第一第十三号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、屋内の、原料（湿潤なものを除く。）を動力により成形する箇所  
十三 別表第一第十三号又は第十四号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、半製品又は製品を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により仕上げする箇所  
十四 別表第一第十五号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、型ばらし装置を用いて砂型を壊し、若しくは砂落としし、又は動力（手持式動力工具によるものを除く。）により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鋳ばり等を削り取る箇所  
十五 別表第一第二十一号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、手持式溶射機を用いないで金属を溶射する箇所

別表第三（第七条、第二十七条関係）  
一 別表第一第一号に掲げる作業のうち、坑外において、衝撃式削岩機を用いて掘削する作業  
二 別表第一第一号の二に掲げる作業のうち、動力を用いて掘削する場所における作業  
三 別表第一第二号から第三号の二までに掲げる作業のうち、屋内又は坑内の、鋳物等を積載した車の荷台を覆し、又は傾けることにより鋳物等を積み卸す場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）

二の二 別表第一第三号の二に掲げる作業のうち、動力を用いて鋳物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業  
三 別表第一第五号に掲げる作業  
三の二 別表第一第五号の二に掲げる作業  
三の三 別表第一第五号の三に掲げる作業  
四 別表第一第六号に掲げる作業のうち、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鋳物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業  
五 別表第一第六号又は第七号に掲げる作業のうち、屋外の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鋳物を彫る場所における作業  
六 別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、手持式又は可搬式動力工具（研磨材を用いたものに限る。次号において同じ。）を用いて、岩石、鋳物若しくは金属を研磨し、若しくははげり取りし、又は金属を裁断する作業  
六の二 別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋外において、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鋳物を研磨し、又ははげり取りする作業  
七 別表第一第三号又は第八号に掲げる作業のうち、手持式動力工具を用いて、鋳物等を破碎し、又は粉砕する作業  
七の二 別表第一第八号に掲げる作業のうち、屋内又は坑内において、手持式動力工具を用いて、炭素原料又はアルミニウムはくを破碎し、又は粉砕する作業  
八 別表第一第九号に掲げる作業のうち、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥するため乾燥設備の内部に立ち入る作業又は屋内において、これらの物を積み込み、若しくは積み卸す作業  
九 別表第一第十三号に掲げる作業のうち、原料若しくは半製品を乾燥するため、乾燥設備の内部に立ち入る作業  
十 別表第一第十四号に掲げる作業のうち、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しするため、炉の内部に立ち入る作業  
十一 別表第一第十五号に掲げる作業のうち、砂型を造型し、型ばらし装置を用いないで、砂型を壊し、若しくは砂落としし、動力によ

く。）により、岩石、鋳物若しくは金属を研磨し、若しくははげり取りし、又は金属を裁断する箇所  
八 別表第一第八号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、鋳物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉砕し、又はふるい分ける箇所  
九 別表第一第九号又は第十号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所  
十 別表第一第十一号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所  
十一 別表第一第十二号から第十四号までに掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、原料を混合する箇所  
十二 別表第一第十三号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、屋内の、原料（湿潤なものを除く。）を動力により成形する箇所  
十三 別表第一第十三号又は第十四号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、半製品又は製品を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により仕上げする箇所  
十四 別表第一第十五号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、型ばらし装置を用いて砂型を壊し、若しくは砂落としし、又は動力（手持式動力工具によるものを除く。）により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鋳ばり等を削り取る箇所  
十五 別表第一第二十一号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、手持式溶射機を用いないで金属を溶射する箇所

様式第2号(第9条関係)

粉じん障害防止規則一部適用除外認定申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
電話( )		
申請者の名称	申請者の住所	事業場の名称
申請者の代表者の氏名	申請者の代表者の住所	事業場の代表者の氏名
認定を受ける事業場の名称	認定を受ける事業場の住所	認定を受ける事業場の代表者の氏名
認定を受ける事業場の業種	認定を受ける事業場の業種	認定を受ける事業場の業種
認定を受ける事業場の業種	認定を受ける事業場の業種	認定を受ける事業場の業種
年月日	事業場長 氏名	

労働基準監督署長 殿

備考 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。  
 2 「認定を受ける事業場の名称」の欄は、具体的に記入し、写真、図説等添付すること。  
 3 この申請書に記載しない事項については、別紙に記載して添付すること。  
 4 高さを記載し、押印することにより代えて、署名することができる。

様式第2号(第9条関係)

様式第1号(第2条関係)

粉じん作業事業従事者健康調査

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
電話( )		
事業場の名称	事業場の住所	事業場の名称
事業場の代表者の氏名	事業場の代表者の住所	事業場の代表者の氏名
事業場の業種	事業場の業種	事業場の業種
事業場の業種	事業場の業種	事業場の業種
年月日	事業場長 氏名	

労働局長 殿

備考 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。  
 2 「認定を受ける事業場の名称」の欄は、具体的に記入し、写真、図説等添付すること。  
 3 この申請書に記載しない事項については、別紙に記載して添付すること。  
 4 高さを記載し、押印することにより代えて、署名することができる。

様式第1号(第2条関係)

らないで砂を再生し、又は手持式動力工具を用いて鑄ばり等を削り取る作業  
 十二 別表第一第十六号に掲げる作業  
 十三 別表第一第十七号に掲げる作業のうち、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れられる作業  
 十四 別表第一第十八号に掲げる作業のうち、炉、煙道、煙突等に附着し、若しくは堆積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる作業  
 十五 別表第一第十九号から第二十号の二までに掲げる作業  
 十六 別表第一第二十一号に掲げる作業のうち、手持式溶射機を用いて金属を溶射する作業  
 十七 別表第一第二十二号に掲げる作業のうち、長大ずい道の内部において、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタタンパーにより道床を突き固める作業

様式第4号(第26条関係)

様式第3号(第26条関係)

粉じん測定特例許可申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
(電話 )		
申請に係る単位作業場所における粉じん作業	作業の内容	従事労働者数
		(うち年少者 名)
年月日	労働基準監督署長 殿	事業者 職 氏名

備考 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。  
 2 「申請に係る単位作業場所における粉じん作業」の欄は、二以上の単位作業場所について申請を行う場合には、単位作業場所ごとに記入すること。  
 3 「作業の内容」の欄は、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)別表第一の各号のいずれに該当するかを記入すること。  
 4 氏名を記載し、押印することにより代えて、署名することができる。  
 5 この申請書に記載しない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第3号(第26条関係)

様式第4号(第26条関係)

粉じん測定結果摘要書

										整理番号		
測定実施	一日目の測定		二日目の測定		第一評	第二評	B測	管理	管理	作業環境測定士又は作業環境測定機関		
年月日	M <sub>1</sub>	σ <sub>1</sub>	M <sub>2</sub>	σ <sub>2</sub>	値	値	定値	濃度	区分	氏名又は名称	登録番号	印

備考 1 本摘要書は、単位作業場所ごとに記入すること。  
 2 「整理番号」の欄は、二以上の単位作業場所について申請を行う場合には、各々に粉じん測定特例許可申請書(様式第3号)に記入した単位作業場所の順に整理番号を付すること。  
 3 「一日目の測定」及び「二日目の測定」の欄中M及びσはA測定の測定値の幾何平均値をσ<sub>1</sub>及びσ<sub>2</sub>はA測定の測定値の幾何標準偏差をそれぞれ記入すること。なお、「二日目の測定」の欄は、当該測定を行わない場合には記入を要しないこと。  
 4 「B測定値」の欄は、二以上の測定点においてB測定を行った場合には、そのうちの最大値を記入すること。なお、「B測定値」の欄は、当該測定を行わない場合には記入を要しないこと。